

業務説明資料

本説明書に記載した内容は、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。なお、業務内容については、実施要綱に基づくものとします。

〈概要〉

- ・ 件名 令和3年度 横浜市障害者相談支援事業（重症心身障害児者施設）
- ・ 履行期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- ・ 事業の目的
本事業では、障害児者の地域での自立した生活の実現に向けた相談対応のため、夜間・休日を含む24時間体制の相談支援業務を委託により実施している。重症心身障害児者の場合には、医学的な視点や理学療法による支援が必要ため、医療従事専門職によるチームアプローチの経験や重症心身障害児者に対する知識に基づき、一次相談支援機関に対しての専門的な支援の実施を目的とする。
- ・ 実施場所
本事業の実施場所は横浜市内とし、健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会で特定した受託者が指定するところとする。

〈委託業務内容及びその範囲等〉

1 委託業務内容

(1) 対象者

本事業は、市域において重症心身障害で専門的な相談を必要とする障害者、障害児及びその家族等を対象として実施する。

(2) 業務内容

重症心身障害支援における専門機能をもって、次の業務を行うこととする。

(ア) 情報提供

(イ) 専門的・個別的な相談及び助言（巡回訪問指導を含む）

(ウ) ケアマネジメント（一次相談支援機関が対応可能な対象者を除く）

(エ) 地域生活支援（サービス利用、就労の援助・調整、ボランティア育成及び地域啓発）

(オ) 専門技術スキルアップのための研修の実施

(カ) 一次相談支援機関への支援及び援助

(キ) 地域自立支援協議会及びブロック連絡会議等への参加

(ク) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく業務

2 事業計画書等の提出

受託者は、本事業を開始するにあたり、別紙の事業計画書、相談支援事業担当者経歴書、相談支援体制図及び相談支援事業勤務形態一覧を作成し、横浜市に提出するものとする。

3 実施体制

(1) 職員の配置

受託者は、本事業の実施にあたり、実施機関及び施設でのサービスに係る直接処遇の業務を行わない相談支援専任職員として、社会福祉士等障害者の相談・援助業務の経験がある者、看護師、臨床心理士等を常勤で配置するほか、必要に応じて嘱託職員等を確保するものとする。なお、本事業を実施する職員は、相談支援従事者初任者研修またはこれと同等の研修を修了した者でなければならない。

(2) 届け出

受託者は、職員体制に変更が生じた場合に、速やかに横浜市に文書で届け出なくてはならない。

4 契約の変更

前規定に基づく変更の届け出があった場合、横浜市は職員の配置状況を確認し、状況に応じて委託料を減額することができる。

5 法令等の遵守

本事業の実施にあたっては、本仕様書及び横浜市相談支援事業要綱（平成 15 年 4 月 1 日福障福第 502 号）のほか、社会福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者基本法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律などの国の法令等を遵守しなければならない。ただし、本契約期間中に前述の例規及び法令等に改正があった場合は、改正後の内容を本契約の仕様とする。

6 業務実施の指示

受託者は、次に掲げる事項に留意し、相談支援事業を実施しなければならない。

- (1) 横浜市と緊密な連携を図り事業の円滑な実施に努めること。
- (2) 相談受付票を備えて、継続的支援の実施を図ること。
- (3) 利用者及び関係者の秘密が守られるよう万全を期すこと。
- (4) 事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会への参加や他の職種との交流等あらゆる機会をとらえ、相談支援技術の向上を図るための研鑽に努めること。
- (5) 本事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分すること。

7 苦情解決

受託者は、事業に関する苦情に対応するために、次の事項を遵守し、その解決に努めなければならない。

- (1) 提供した相談支援等に関する対象者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等の措置を講じること。
- (2) 横浜市からの本事業実施に係る文書若しくはその他の物件の提出、提示又は照会に応じるこ

と。また、本事業の対象者からの苦情に関する横浜市等が行う調査に協力するとともに、横浜市等からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。

8 事業実績報告書及び収支決算書等の提出

- (1) 受託者は、月別の事業実施状況を事業実績報告書として四半期ごとに横浜市に提出しなければならない。
- (2) 受託期間終了後 30 日以内に、収支決算書その他必要な書類を横浜市に提出しなくてはならない。